

手数料の見直し（案）

事務の名称	林業種苗関係事務
-------	----------

以下は令和8年第1回定例県議会へ提案した条例改正案の内容です。
 県議会で条例が可決された場合、令和8年4月1日から施行する予定です。

（単位：円）

手数料の名称・区分		単位	料金		
			改定前	改定後（案）	改定見込額
生産事業者登録手数料		件	6,400	<u>6,550</u>	150
生産事業者講習手数料		件	14,000	<u>14,100</u>	100
生産事業者登録証書換え交付手数料		件	3,500	3,500	0
生産事業者登録証再交付手数料		件	3,000	<u>3,100</u>	100
林業種苗証明申請手数料	種穂	件	36,000円に、種子にあつては1kgにつき5,900円を、穂木にあつては1万本につき5,100円を加えて得た金額	37,800円に、種子にあつては1kgにつき <u>6,150円</u> を、穂木にあつては1万本につき <u>5,350円</u> を加えて得た金額	-
	苗木	件	36,000円に、幼苗にあつては1万本につき3,600円を、幼苗以外の苗木にあつては1万本につき5,700円に証明に係る事実の確認回数を乗じて得た金額を加えた金額	37,800円に、幼苗にあつては1万本につき <u>3,750円</u> を、幼苗以外の苗木にあつては1万本につき <u>5,950円</u> に証明に係る事実の確認回数を乗じて得た金額を加えた金額	-